

岐阜県公報

目次

選挙管理委員会告示

政治資金規正法に基づく国会議員関係政治団体に係る少額領収書等の写しの開示に関する規程

(選挙管理委員会)

ページ
一

選挙管理委員会告示

岐阜県選挙管理委員会告示第七号

政治資金規正法に基づく国会議員関係政治団体に係る少額領収書等の写しの開示に関する規程を次のように定める。

平成二十二年十一月二十六日

岐阜県選挙管理委員会

委員長 大 松 利 幸

政治資金規正法に基づく国会議員関係政治団体に係る少額領収書等の写しの開示に関する規程

(趣旨)

第一条 この規程は、政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号。以下「法」という。)(第十九条の十六第一項に規定する少額領収書等の写し(以下「少額領収書等の写し」という。))の開示に関し、必要な事項を定めるものとする。

(開示の請求)

第二条 少額領収書等の写しの開示の請求は、岐阜県選挙管理委員会(以下「県委員会」という。)(の職員の執務時間中にしなければならない。

2 少額領収書等の写しの開示の請求は、別記第一号様式により行わなければならない。

(少額領収書等の写しの提出命令)
第三条 法第十九条の十六第五項の規定による少額領収書等の写しの提出の命令は、別記第二号様式により行うものとする。

(少額領収書等の写しに係る提出の通知)
第四条 法第十九条の十六第六項の規定による少額領収書等の写しの提出は、別記第三

号様式により行わなければならない。

(少額領収書等の写しに係る提出期間の延長)

第五条 法第十九条の十六第七項の規定による期間の延長の求めは、別記第四号様式により行わなければならない。

(少額領収書等の写しに係る提出期間の延長の通知)

第六条 法第十九条の十六第九項の規定による提出期間の延長の通知は、別記第五号様式により行うものとする。

(少額領収書等の写しの全部開示決定通知)

第七条 法第十九条の十六第十一項の規定による少額領収書等の写しの全部について開示決定する場合の通知は、別記第六号様式により行うものとする。

(少額領収書等の写しの一部開示決定通知)

第八条 法第十九条の十六第十一項の規定による少額領収書等の写しの一部について開示決定する場合の通知は、別記第七号様式により行うものとする。

(少額領収書等の写しに係る開示の実施方法等の申出)

第九条 政治資金規正法施行令(昭和五十年政令第二百七十七号。以下「令」という。)第十一条第一項の規定による開示の実施の方法等の申出は、別記第八号様式により行わなければならない。

(少額領収書等の写しに係る更なる開示の申出)

第十条 令第十一条第三項の規定による更なる開示の申出は、別記第九号様式により行わなければならない。

(少額領収書等の写しに係る不開示決定通知)

第十一条 法第十九条の十六第十二項の規定による開示をしない旨の通知は、別記第十号様式により行うものとする。

(少額領収書等の写しに係る開示決定等の期間の延長)

第十二条 法第十九条の十六第十三項の規定による開示の決定等の期間の延長の通知は、別記第十一号様式により行うものとする。

第十三条 法第十九条の十六第十四項の規定による開示の決定等の期間の延長の通知は、別記第十二号様式により行うものとする。

(少額領収書等の写しの提出がない旨の通知)

第十四条 法第十九条の十六第十六項の規定による少額領収書等の写しの提出がない旨の通知は、別記第十三号様式により行うものとする。

(少額領収書等の写しの閲覧の場所)

第十五条 少額領収書等の写しの閲覧は、県委員会の指定する場所においてしなければならない。

(少額領収書等の写しの閲覧の取扱い)

第十六条 閲覧に供する少額領収書等の写しは、丁重に取り扱い、破損、汚損、加筆等の行為をしてはならない。

(少額領収書等の写しの閲覧の中止等)

第十七条 前二条の規定に違反する者に対しては、その閲覧を中止させ、又は閲覧を禁止することができる。

(少額領収書等の写しの交付の方法)

第十八条 法第十九条の十六第十五項の規定による写しの交付は、少額領収書等の写しを複写機により日本工業規格 A 列四番の大きさの用紙に複写したものを(白黒で複写したものに限り。)を、県委員会が指定する日時に交付することにより行うものとする。

(委任)

第十九条 この規程に定めるもののほか、少額領収書等の写しの開示に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成二十二年十一月二十六日から施行する。

別記

第 1 号様式 (第 2 条関係)

少額領収書等の写しに係る開示請求書

年 月 日

岐阜県選挙管理委員会委員長 様

住 所
(請求者)

氏 名

電話番号

政治資金規正法第19条の16第1項の規定により、下記のとおり国会議員関係政治団体に係る少額領収書等の写しの開示を請求します。

記

国会議員関係政治団体の名称	支出がされた年	総務省令で定める項目
開示の実施の方法	1 閲覧 2 写しの交付 3 郵送による写しの交付	

備考 1 「総務省令で定める項目」は、以下のとおりです。

光熱水費 備品・消耗品費 事務所費 組織活動費
 選挙関係費 機関紙誌の発行その他の事業費 調査研究費
 寄附・交付金 その他の経費

2 備考 1 に掲げる全ての項目に係る少額領収書等の写しの開示を請求する場合は、「総務省令で定める項目」欄に「全て」と記入してください。

3 「開示の実施の方法」欄には、該当する番号を で囲んでください。

第 2 号様式 (第 3 条関係)

第 号
年 月 日

(国会議員関係政治団体の名称) 会計責任者 様

岐阜県選挙管理委員会
委員長 氏 名 印

少額領収書等写しの提出について

年分収支報告書に係る少額領収書等の写し(政治資金規正法(以下「法」という。)第12条第2項の規定により提出すべき領収書等の写しに係る支出以外の支出に係る領収書等の写し)について、法第19条の16第3項に基づく開示請求があったので、同条第5項の規定により、下記により少額領収書等の写しを提出してください。

記

- 1 開示請求の内容は、年分収支報告書に係る少額領収書等の写し(費、 費)です。
- 2 命令があった日から20日以内に、当該少額領収書等を複写機により日本工業規格A列四番の用紙に複写し、これらを当該少額領収書等の写しに係る支出がされた年を単位とし、支出の項目ごとに分類して提出してください。
- 3 当該命令に係る少額領収書等の写しに係る支出がないとき又は当該命令に係る少額領収書等の写しと同一の少額領収書等の写しを既に提出しているときは、その旨を第3号様式により通知すれば当該命令に係る少額領収書等の写しを提出する必要はありません。
- 4 事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、法第19条の16第7項の規定により、30日間提出期間の延長を求めることができます。この場合は、提出命令のあった日から20日以内に第4号様式により書面を提出してください。
- 5 この命令に従わず、少額領収書等の写しを提出しない場合は、法第19条の16第16項及び政治資金規正法に基づく国会議員関係政治団体に係る少額領収書等の写しの開示に関する規程(平成22年岐阜県選挙管理委員会告示第107号)第14条の規定により開示請求者に通知するとともに、公表します。

- 注 1 少額領収書等の写しとは、人件費以外の経費で1件1万円以下の支出に係る領収書等の写しをいいます。
- 2 領収書等を徴し難い事情があったときは、その旨並びに当該支出の目的、金額及び年月日を記載した書面(「領収書等を徴し難かった支出の明細書」)又は当該支出の目的を記載した書面及び振込明細書の写しを提出してください。
 - 3 命令があった日から20日以内に、岐阜県選挙管理委員会に到達する必要がありますので、余裕をもって郵送等を行ってください。
 - 4 提出期間の延長があった場合は、開示請求者に対しその旨通知します。

第 3 号様式 (第 4 条関係)

年 月 日

岐阜県選挙管理委員会委員長 様

(政治団体の名称)

(会計責任者氏名)

印

少額領収書等の写しの提出について

年 月 日付け 第 号で命令を受けた少額領収書等の写しについて、政治資金規正法第 19 条の 16 第 6 項の規定に基づき、下記のとおり通知します。

記

下表のとおり、少額領収書等の写しを提出する。

支 出 項 目	提 出 枚 数
光熱水費	枚
備品・消耗品費	枚
事務所費	枚
組織活動費	枚
選挙関係費	枚
機関紙誌の発行その他の事業費	枚
調査研究費	枚
寄附・交付金	枚
その他の経費	枚
	計 枚

当該命令に係る少額領収書等の写しに係る支出がない。

当該命令に係る少額領収書等の写しと同一の少額領収書等の写しを既に提出している
(年 月 日提出済み)

備考 1 該当する にレを記入してください。

2 少額領収書等の写しを提出する場合は、該当する支出項目ごとに提出する枚数を記入してください。

第 4 号様式 (第 5 条関係)

年 月 日

岐阜県選挙管理委員会委員長 様

(政治団体の名称)

(会計責任者氏名)

印

少額領収書等の写しの提出の期間の延長について

年 月 日付け 第 号で提出命令のありましたことについて、政治資金規正法第 19 条の 16 第 7 項の規定に基づき、提出期間の延長を求めます。

記

1 延長を求める期間 30 日間

2 命令があった日 年 月 日

3 延長を求める理由

選挙期間中であるため

公職の候補者の氏名

選挙の種類

当該選挙の期日の公示又は告示の日 年 月 日

当該選挙の期日 年 月 日

少額領収書等の写しが著しく大量であり、事務の遂行に著しい支障が生じるおそれがあるため

(事務の状況その他の事情)

[Empty box for details of the first reason]

その他正当な理由があるため

(事務の状況その他の事情)

[Empty box for details of the second reason]

備考 1 提出命令を受けた国会議員関係政治団体の会計責任者は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、岐阜県選挙管理委員会に対し、総務省令で定める相当の期間延長を求めることができ、次のいずれかに該当する場合は、それぞれ30日延長することができます。

提出命令のあった日から20日以内の期間に、総選挙又は通常選挙等に係る選挙の期日の公示又は告示の日から当該選挙の期日までの期間がかかるとき。

少額領収書等の写しが著しく大量であるため、当該命令があった日から20日以内にそのすべてについて当該少額領収書等の写しを提出することにより事務の遂行に著しい支障が生じるおそれがあるとき。

上記、のほかに延長することに正当な理由があるとき。

2 提出期間の延長を求めるときは、当該命令があった日から20日以内に延長を求める期間、その理由その他総務省令で定める事項を記載した書面を提出しなければなりません。

提出命令があった日

少額領収書等の写しに係る提出命令書が、貴国会議員関係政治団体に到達した日

総選挙又は通常選挙等に係る場合

公職の候補者の氏名、選挙の種類、当該選挙の期日の公示又は告示の日及び当該選挙の期日

備考 1 及び に掲げる場合

少額領収書等の写しが著しく大量であり、事務の遂行に著しい支障が生じるおそれがあるとき又は延長することに正当な理由がある場合は、具体的な事務の状況その他の事情

3 「 2 命令があった日」には、少額領収書等の写しに係る提出命令が、貴国会議員関係政治団体に到達した日を記載してください。

4 「 3 延長を求める理由」には、該当する理由の にしを記入し、該当する事項を記載してください。

5 本書に記載した理由については、開示請求者に通知します。

第 5 号様式 (第 6 条関係)

第 号
年 月 日

(開示請求者) 様

岐阜県選挙管理委員会
委員長 氏 名 印

少額領収書等の写しの提出期間の延長について

年 月 日付け 国会議員関係政治団体 年分収支報告書に係る少額領収書等の写しの開示請求については、下記のとおり 国会議員関係政治団体から提出期間の延長の求めがありましたので、政治資金規正法第19条の16第9項の規定により通知します。

- 1 開示請求のあった国会議員関係政治団体の名称
- 2 延長後の期間
- 3 延長の理由

第 6 号様式 (第 7 条関係)

第 号
年 月 日

様

岐阜県選挙管理委員会
委員長 氏 名 印

少額領収書等の写しの全部開示決定通知書

年 月 日付けで請求のあった国会議員関係政治団体に係る少額領収書等の写しについて、政治資金規正法第19条の16第11項の規定により、次のとおり開示することと決定しましたので通知します。

国会議員関係政治団体の名称及び支出項目	
開示の実施の方法	開示請求書で希望した方法によるほか、以下の方法によることも可能です。 1 閲覧 2 写しの交付 3 郵送による写しの交付
少額領収書等写し交付手数料の額	円
開示を実施することができる日時	年 月 日 () 時 から 年 月 日 () 時 まで の間
開示を実施することができる場所	岐阜県選挙管理委員会事務室
写しの郵送に要する日数及び郵送に要する費用	日数：「少額領収書等の写しに係る開示の実施方法等申出書」が提出された日から 1週間後までに発送予定 少額領収書等写し交付手数料： 円 (枚) 返信用切手： 円分

注 1 開示の実施を受けるためには、政治資金規正法施行令第11条第2項の規定により、本通知書を受け取った日から30日以内に、別添「少額領収書等の写しに係る開示の実施方法等申出書」(以下「申出書」という。)を岐阜県選挙管理委員会へ提出し、その際に所要の少額領収書等写し交付手数料(以下「手数料」という。)を納付してください。

申出書を郵送等する場合には、岐阜県選挙管理委員会あて送付してください。

2 開示の実施の方法は、本通知書に記載している方法から自由に選択できます。必要な部分のみの開示を受けること(例えば、100頁ある写しについて冒頭の10頁のみ閲覧する等)や、部分ごとに異なる方法を選択すること(冒頭の10頁は写しの交付を受け、残りは閲覧する等)もできます。一旦閲覧をしたうえで、後に必要な部分の写しの交付を受けることもできます(この場合は、最初に閲覧を受けた日から30日以内に、別途「少額領収書等の写しに係る更なる開示の申出書」を提出していただく必要があります。)

記載された日時に都合のよいものがない場合は、お手数ですが、岐阜県選挙管理委員会までご連絡ください。

また、写しの郵送を希望する場合は、申出書にその旨を記載してください。この場合は、手数料を郵便局の現金書留又は郵便為替により納付していただくほか、送付に要する費用(返信用切手)が必要になります。

3 岐阜県選挙管理委員会事務室に来所のうえ申出書を提出する場合は、現金により相当額の手数料を納付してください。

第 7 号様式 (第 8 条関係)

第 号
年 月 日

様

岐阜県選挙管理委員会
委員長 氏 名 印

少額領収書等の写しの一部開示決定通知書

年 月 日付けで請求のあった国会議員関係政治団体に係る少額領収書等の写しについて、政治資金規正法第19条の16第11項の規定により、次のとおりその一部を開示することと決定しましたので通知します。

国会議員関係政治団体の名称及び支出項目	
開示をしない部分及び理由	
開示の実施の方法	開示請求書で希望した方法によるほか、以下の方法によることも可能です。 1 閲覧 2 写しの交付 3 郵送による写しの交付
少額領収書等写し交付手数料の額	円
開示を実施することができる日時	年 月 日 () 時 から 年 月 日 () 時 まで の間
開示を実施することができる場所	岐阜県選挙管理委員会事務室
写しの郵送に要する日数及び郵送に要する費用	日数：「少額領収書等の写しに係る開示の実施方法等申出書」が提出された日から1週間後までに発送予定 少額領収書等写し交付手数料：円 (枚) 返信用切手：円分

注 1 開示の実施を受けるためには、政治資金規正法施行令第11条第2項の規定により、本通知書を受け取った日から30日以内に、別添「少額領収書等の写しに係る開示の実施方法等申出書」(以下「申出書」という。)を岐阜県選挙管理委員会へ提出し、その際に所要の少額領収書等写し交付手数料(以下「手数料」という。)を納付してください。

申出書を郵送等する場合には、岐阜県選挙管理委員会あて送付してください。

2 開示の実施の方法は、本通知書に記載している方法から自由に選択できます。必要な部分のみの開示を受けること(例えば、100頁ある写しについて冒頭の10頁のみ閲覧する等)や、部分ごとに異なる方法を選択すること(冒頭の10頁は写しの交付を受け、残りは閲覧する等)もできます。一旦閲覧をしたうえで、後に必要な部分の写しの交付を受けることもできます(この場合は、最初に閲覧を受けた日から30日以内に、別途「少額領収書等の写しに係る更なる開示の申出書」を提出していただく必要があります。)

記載された日時に都合のよいものがない場合は、お手数ですが、岐阜県選挙管理委員会までご連絡ください。

また、写しの郵送を希望する場合は、申出書にその旨を記載してください。この場合は、手数料を郵便局の現金書留又は郵便為替により納付していただくほか、送付に要する費用(返信用切手)が必要になります。

3 岐阜県選挙管理委員会事務室に来所のうえ申出書を提出する場合は、現金により相当額の手数を納付してください。

(教 示)

1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、岐阜県選挙管理委員会に対して異議申立てをすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。)

2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、岐阜県選挙管理委員会を被告として(訴訟において岐阜県選挙管理委員会を代表する者は岐阜県選挙管理委員会委員長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)、ただし、上記1の異議申立てをした場合には、この処分の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならないこととされています。

第 8 号様式 (第 9 条関係)

少額領収書等の写しに係る開示の実施方法等申出書

年 月 日

岐阜県選挙管理委員会委員長 様

住 所
(請求者)

氏 名

電話番号

年 月 日付け 第 号で通知のあった少額領収書等の写しについて、政治資金規正法施行令第11条第1項の規定に基づき、次のとおり申出をします。

国会議員関係政治団体の名称	
開示の実施の方法	1 閲覧 2 写しの交付 3 郵送による写しの交付
開示の実施を希望する日	年 月 日
郵送による写しの交付を希望する場合の手数料等	少額領収書等写し交付手数料： 円 (枚) 返信用切手： 円分

備考 「開示の実施の方法」欄には、該当する番号を で囲んでください。

第 9 号様式 (第 10 条関係)

少額領収書等の写しに係る更なる開示の申出書

年 月 日

岐阜県選挙管理委員会委員長 様

住 所
(請求者)
氏 名

年 月 日付け 第 号で通知のあった少額領収書等の写しについて、政治資金規正法施行令第11条第 3 項の規定に基づき、次のとおり申出をします。

更なる開示を求め る国会議員関係政 治団体の名称	
通知があった日	年 月 日
最初に開示を受け た日	年 月 日
更なる開示の実施 の方法	
開示の実施を希望 する日	年 月 日
郵送による写しの 交付を希望する場 合の手数料等	少額領収書等写し交付手数料： 円 (枚) 返信用切手： 円分

- 備考 1 少額領収書等の写しの同じ部分について、最初に開示を受けた開示の実施の方法と同じ開示の実施の方法を受けることはできません。
- 2 「通知があった日」とは、少額領収書等の写しの全部又は一部に係る開示決定通知書が請求者に到着した日をいいます。
- 3 「更なる開示の実施の方法」欄には、岐阜県選挙管理委員会事務室における開示の実施を希望する場合はその旨を、郵送による写しの送付を希望する場合もその旨を記入してください。

第10号様式 (第11条関係)

第 号
年 月 日

(開示請求者)様

岐阜県選挙管理委員会
委員長 氏 名 印

少額領収書等の写しに係る不開示決定通知書

年 月 日付け 国会議員関係政治団体 年分収支報告書に係る少額領収書等の写しの開示請求について、政治資金規正法第19条の16第12項の規定に基づき、下記のとおり、開示しないことと決定しましたので通知します。

記

- 1 開示しないことと決定した国会議員関係政治団体の名称
- 2 開示しないこととした理由

(教示)

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、岐阜県選挙管理委員会に対して異議申立てをすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。)
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、岐阜県選挙管理委員会を被告として(訴訟において岐阜県選挙管理委員会を代表する者は岐阜県選挙管理委員会委員長となります。)処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)ただし、上記1の異議申立てをした場合には、この処分の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならないこととされています。

第11号様式（第12条関係）

<p>（開示請求者）様</p> <p style="text-align: right;">岐阜県選挙管理委員会 委員長 氏 名 印</p> <p>少額領収書等の写しに係る開示決定等の期間の延長について</p> <p>年 月 日付け 国会議員関係政治団体 年分収支報告書に係る少額領収書等の写しの開示請求については、下記のとおり、政治資金規正法第19条の16第13項の規定に基づき、開示決定等の期間を延長することとしましたので通知します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 開示請求のあった国会議員関係政治団体の名称 2 延長後の期間 3 延長の理由 	<p>第 号</p> <p>年 月 日</p>
---	-------------------------

第12号様式（第13条関係）

<p>（開示請求者）様</p> <p style="text-align: right;">岐阜県選挙管理委員会 委員長 氏 名 印</p> <p>少額領収書等の写しに係る開示決定等の期間の延長について</p> <p>年 月 日付け 国会議員関係政治団体 年分収支報告書に係る少額領収書等の写しの開示請求については、下記のとおり、政治資金規正法第19条の16第141項に基づき、開示決定等の期間を延長することとしましたので通知します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 開示請求のあった国会議員関係政治団体の名称 2 政治資金規正法第19条の16第141項の規定を適用することとした理由 3 開示決定等の期限 年 月 日 	<p>第 号</p> <p>年 月 日</p>
--	-------------------------

第13号様式(第14条関係)

第 号
年 月 日

(開示請求者) 様

岐阜県選挙管理委員会
委員長 氏 名 印

国会議員関係政治団体の会計責任者が少額領収書等の写しを提出
しなかつた旨について

年 月 日付け 国会議員関係政治団体 年分収支報告書
に係る少額領収書等の写しの開示請求について、当該国会議員関係政治団体から
提出期限までに提出されませんでしたので、政治資金規正法第19条の16第16項の
規定に基づき通知します。

平成二十二年十一月二十六日発行

発 行 者
所

岐阜市数田南二丁目一番一号
岐 阜 県 庁

編 集

各務原市テクノプラザ

― ブイ・アール・テクノセンター